

# 令和6年度 三条市立須頃小学校 いじめ防止基本方針

当校は「三条市立須頃小学校いじめ防止基本方針（以下【いじめ防止】という。）」を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号以下【法】という。）第13条の規定に基づき平成26年4月に策定した。

国は「いじめ防止等のための基本的な方針」を改定(H29.3)し、「いじめ防止等のための基本的な方針」を策定(H30.2)した。県教育委員会はH30.2に「新潟県いじめ防止基本方針」を改定し、それを受け三条市はR2.3に「三条市いじめ防止基本方針」を改定した。さらに、新潟県はR2.12に「新潟県いじめ等の対策に関する条例」を公布・施行した。この条例制定を受けて、「新潟県いじめ防止基本方針」を改定(R3.7)した。

その後、国は生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況を踏まえ、「生徒指導提要」を12年ぶりに改訂(R4.12)した。このことを受け、県教育委員会は、「生徒指導提要の改訂版の要点」(R4.12)をまとめ、本件におけるこれまでの取組の成果と今後の課題を明示した。

当校では、いじめの重大事態件数や児童生徒の自殺者数が増加傾向である状況や国および県・三条市の方針の改定を受け、PTA役員や学校運営協議会などの意見を聞きながら、学校基本方針の見直しと改定を適宜重ねていく方針である。

## 1 いじめの防止等のための基本的な方向

### (1) いじめの定義

児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。(いじめ防止対策推進法第2条)

この定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、いじめを受けた生徒の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様があることから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないようにする。けんかやふざけあいであっても、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) いじめ類似行為の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの。(新潟県いじめ等の対策に関する条例第2条第2項)

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいる場合など例としてあげられる。県条例では、「いじめ類似行為」についても防止等の対策を推進するものとされていることから、本方針におけるいじめ防止等の対策と認知及びその後の対応については、「いじめ類似行為」に関しても同様に取り扱うものとする。

### (3) いじめ問題についての基本的な考え方

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにするために、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目指さなければならない。また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを傍観したり放置したりすることがないようにしなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする必要がある。また、いじめの背景にも目を向け、いじめ問題の克服に全力を傾注しなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策はいじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校は国、地方公共団体、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

以上の基本的な考えのもと、「いじめ防止」「いじめ見逃しゼロ」に向けた取組を全校体制で推進していく。

## 2 いじめ防止のための手立て

### (1) いじめ防止学習プログラムに基づく年間予定

学校教育活動の全般をピースメソッドの視点で位置づけ、年間の活動を通して、児童生徒にいじめの防止のための基本的な資質を育成するよう活動を組み立てる。また個々の活動の中に「いじめ防止の視点」「絆を深める視点」「人間関係の円滑化を図る視点」を設け、個々の活動を計画する。

須頃小学校では、教育目標「進んで 強く あたたく」の具現に向けて、「学力向上プロジェクト」「徳育プロジェクト」「体力向上プロジェクト」の三つのプロジェクトを設け、上記三つの視点に立った教育活動を推進する。そして、その都度 Plan-Do-Check-Action のサイクルで、児童、保護者、地域、教職員による評価を実施し、教育目標の具現を目指す。特にいじめ防止に関しては、「徳育プロジェクト」が中核となり、望ましい人間関係の構築、思いやりの心の育成を目指して諸活動を計画する。

月	児童の活動予定
4月	青空班編制 1年生を迎える会
5月	運動会
6月	WEBQU検査 6年生修学旅行 学園絆スクール集会 SSE朝会①
7月	学校生活アンケート 須頃っ子祭り
8月	
9月	5年生自然教室
10月	三条市音楽祭 WEBQU検査
11月	中学校体験入学 SSE朝会②
12月	学校生活アンケート
1月	新1年生体験入学
2月	SSE朝会③
3月	6年生に感謝する会

## (2) 生徒指導の実践上の視点と基本的な進め方

生徒指導では、児童生徒の自己指導能力の獲得へ向け、多様な教育活動を通して、児童生徒が主体的に課題に挑戦してみることや多様な他者と協働して創意工夫することの重要性等を実感することが大切であるため、以下に留意する視点を示す。

### ① 実践上の視点について

#### ア 自己存在感の感受

「自分も一人の人間として大切にされている」という自己存在感を実感させる。

#### イ 共感的な人間関係の育成

「失敗を恐れない」「間違いやできないことを笑わない」等の支持的で創造的な学級づくりを目指す。

#### ウ 自己決定の場の提供

「自ら考え、選択し、決定する、あるいは発表する」等、自己決定の場を広げるために、「主体的・対話的で深い学び」の実現へ向けた授業改善を進める。

#### エ 安全・安心な風土の醸成

互いの個性や多様性を認め合い、安心して授業や学校生活が送れるような風土を、教職員の支援の下で、児童自らがつくり上げるようにする。

### ② 基本的な進め方について

#### ア 即応的・継続的(リアクティブ)生徒指導

いじめ認知後の組織的早期対応と継続支援や、アンケート・教育相談による早期発見等、即時対応を図る。

#### イ 課題未然防止教育

いじめ根絶集会や SNS と上手に付き合う学習、学園絆スクール集会のもち方や内容の改善を行い、各種取組を充実させる。

#### ウ 発達支持的生徒指導

- ・「日々の声掛け、励まし、賞賛、授業や行事などでの個と集団への働きかけ」等を通し、コミュニケーション力や共感性、自己理解力などの社会的資質・能力の育成等を充実させる。
- ・教科指導と生徒指導を一体化させ、学習指導と生徒指導の専門性を合わせもつ日本型学校教育の強みを生かした授業づくりを進める。
- ・共に認め、励まし合い、支え合う集団を目指し、失敗等を通して、皆で考え、創造することができる学級づくり・集団づくりにより、自己指導能力を育てる。

## (3) 小中一貫教育に基づく社会性育成のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止へ向けた教育活動に取り組む。

また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

以上の取組は、義務教育9年間のスパンの中での児童生徒の成長発達を視野に入れ、小学校と中学校による連携協働を強力に推進することによって実現できるものが多い。そのために、三条おおじま学園の小中一貫教育をより積極的に推進し、児童生徒の社会性を高める取組を推進していく。

- ・ 社会性の育成 …小中一貫教育に基づく小中交流活動、異学年交流活動、小小交流授業（活動）、地域連携活動、絆集会、SSE朝会
- ・ 自治能力の育成…児童会活動、町内活動での自主的計画運営活動、全校縦割り班（青空班）による活動
- ・ 学級づくり …CSS（学究生活で必要とされるソーシャルスキル）を取り入れた特別活動、行事を通してのグループ活動の充実 WEBQUにかかる取組（河村茂雄著書参考）による実践
- ・ 授業づくり …かかわり合いのある授業、特別支援教育の視点を取り入れた授業づくり（すべての学級でUDLを推進）、授業規律の明確化
- ・ 道徳教育 …体験的活動による豊かな感性の醸成、自己有用感と命を大切にする心の育成  
「特別の教科 道徳」の着実な実践、評価、指導計画の改善

## 2 いじめ防止の早期発見のための手立て

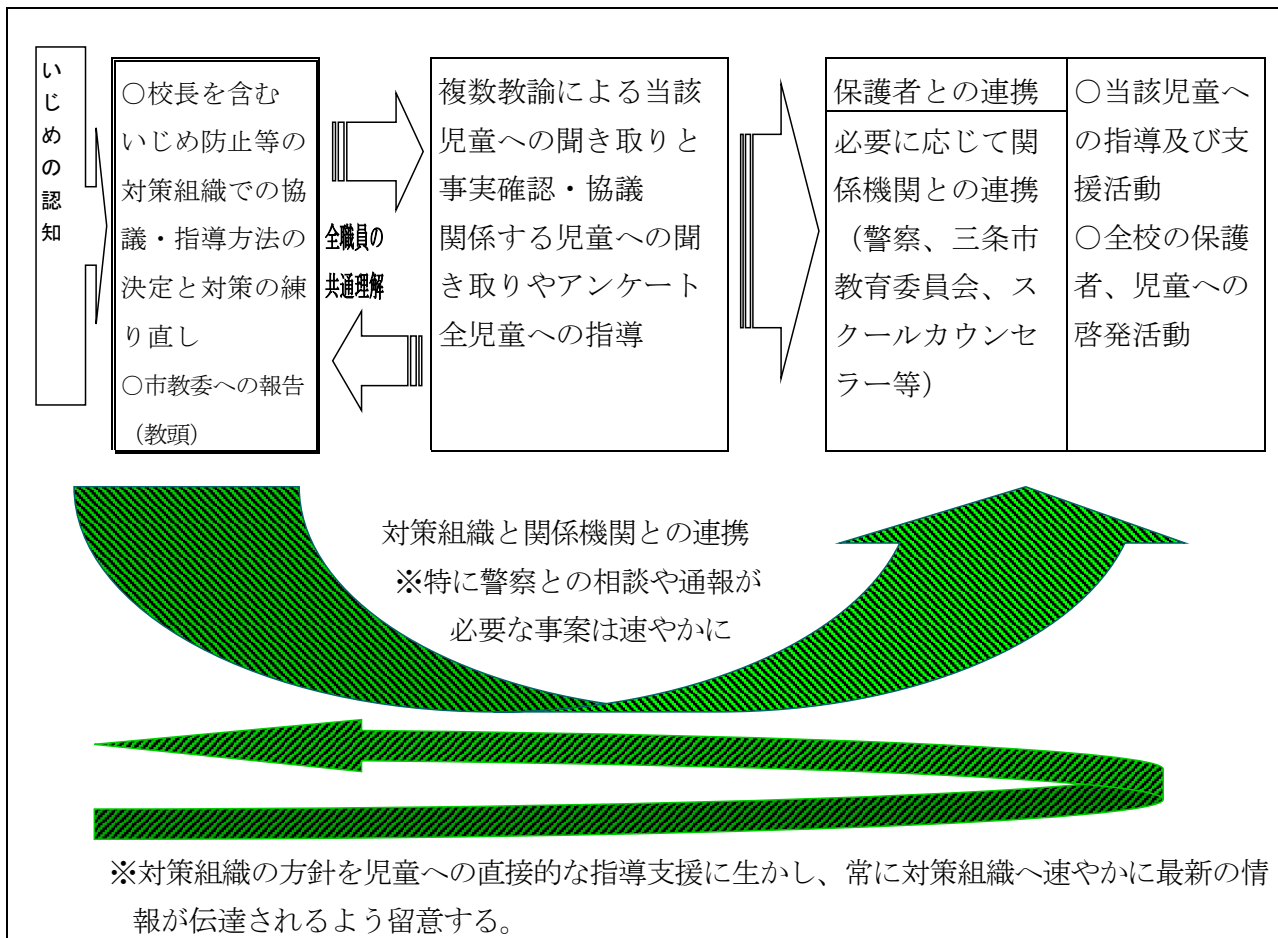
いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。このことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。その際、見えないところで被害が発生している場合があること、様々な理由で本人がその事実を否定する場合があることを踏まえ、状況等の確認を行い、児童の感じる被害性に着目し、校正に見極める。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

- ・ いじめ実態調査 … 年2回学校生活アンケート、月1回いじめ調査記名アンケートの実施・対策
- ・ 教育相談 … 定期教育相談会の実施
- ・ WEBQU … 学級満足度、学校生活意欲度、ソーシャルスキルの診断・分析
- ・ カウンセリング … スクールカウンセラーの活用

## 3 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。その際、被害児童のケアを最優先に掲げ、当該児童を守り通すとともに、加害児童に対しては当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

緊急事態は速やかに関係機関への通報を行うことを原則とする。



#### 4 いじめ防止等のための組織について

(1) 名称 この組織を「須頃小学校いじめ防止推進会議」とする。

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、関係担任、学校運営協議会委員、警察のスクールサポーター、SC、SSWを構成員とする。

※事案によっては学識経験者やPTA役員、自治会役員等を特別構成員とする。

※スクールサポーターとスクールカウンセラーは市教委の指導にもとづき依頼する。

#### (3) 組織の具体的な役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・「三条おおじま学園生活生徒指導部会」と連携した、「いじめ見逃しゼロスクール運動」及び「中1ギャップ解消プログラム」の推進および、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な情報の共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施するための中核としての役割

## 5 重大事態にかかる対応について

### (1) 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める」事態（本資料では自殺等重大事態と呼ぶ。）及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める」事態（本資料では不登校重大事態と呼ぶ。）と定義されている（いじめ法第28条第1項）。

※「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

### (2) 重大事態としての認知と調査

#### ① 重大事態の認知

学校はいじめの認知があった場合には、そのすべてを教育委員会に報告する。その中であって、重大事態であるか否かの判断を教育委員会に仰ぐ。

#### ② 重大事態の調査及び対応

重大事態については教育委員会がその事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用及びその他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。その場合の調査の実務は、当該学校が担当する。

教育委員会はその調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等及びその他の必要な情報を学校とともに適切に提供するものとする。

## 6 その他の学校の取組

- (1) いじめの防止等に関わる職員研修を行い、教職員の資質能力を強化する。
- (2) いじめ防止等のため、学校運営協議会、PTA、須頃の教育を語る会、自治会、児童クラブ、三条おじま学園生活生徒指導部等を活用、また連携していじめ防止等のための取組を強化する。
- (3) 常に警察等の関係機関と連携し、必要に応じて協力要請を行いながら、いじめ防止等に係る取組を強化する。
- (4) いじめ防止等にかかる上記の取組について「いじめ防止推進会議」において、PDCAサイクルにより取組の評価と改善を毎年行う。
- (5) 保護者及び児童のいじめに関するアンケート、聞き取り調書等は、5年間保存する。（原本は一括して箱詰めの上、鍵のかかる部屋に保管する。また、電子データとしても保存する。保存にあたってはパスワードをかけるなど秘密保持に注意する。）
- (6) インターネット上で行われるいじめに対して、適切に対応するため、ネットパトロール等による情報収集に努める。